

2 老人福祉施設事項

主眼事項	着眼点	根拠法令
<p>第1 適切な入所者処遇の確保</p>	<p>(1) 施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>※ (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p> <p>※ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>	<p>昭41厚令19第2条、平11厚令46第2条</p> <p>平12老発307第4の4の(3)</p> <p>平11厚令46第15条第4項</p> <p>平12老発第214第4の3の(2)</p> <p>平13老発155の6</p> <p>平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き）</p> <p>平13老発155の</p>
<p>※</p>	<p>(3) 施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実</p>	<p>平13老発155の</p>

<p>※</p> <p>1 入所者処遇の充実</p>	<p>現するために正確な事実認識を持っているか。</p> <p>そのため、施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。</p> <p>(4) 施設の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。</p> <p>改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>① 施設内の推進体制</p> <p>② 介護の提供体制の見直し</p> <p>③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</p> <p>④ 施設の設備等の改善</p> <p>⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み</p> <p>⑥ 入所者の家族への十分な説明</p> <p>⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>(2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努められているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p>	<p>2, 3</p> <p>昭 41 厚令 19 第 17 条、平 11 厚令 46 第 14 条</p> <p>昭 41 厚令 19 第 9 条、平 11 厚令 46 第 9 条第 2 項</p> <p>昭 41 厚令 19 第 17 条第 2 項 平 11 厚令 46 第 20 条</p> <p>昭 41 厚令 19 第 14 条、平 11 厚令 46 第 17 条</p>
----------------------------	--	---

主眼事項	着眼点	根拠法令
※	<p>ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</p> <p>特に、夕食時間については、午後6時以降とすることが望ましいが早くても午後5時以降となっているか。</p> <p>オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。</p> <p>入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。</p> <p>排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。</p> <p>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p>	<p>平12老発214第4の5の(6)</p> <p>平8社援施117</p> <p>昭41厚令19第16条、平11厚令46、第26条第1項</p> <p>平12老発307第4の2の(3)、平12老発214第4の9の(5)</p> <p>昭41厚令19第17条第4項、平11厚令46第16条第2項</p> <p>平11厚令46第16条第3項、第4項</p> <p>昭41厚令19第16条、平11厚令46第26条第1項</p> <p>昭41厚令19第16条、平11厚令46第21条第1項、第26条第2項</p> <p>昭41厚令19第15条</p>
※	<p>養護老人ホームにおいては、年2回以上の健康診断が行われているか。</p>	<p>昭41厚令19第15条</p>

主眼事項	着眼点	根拠法令
2 入所者の生活環境等の確保	イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。) また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか。	昭 41 厚令 19 第 12 条、平 11 厚令 46 第 12 条、第 21 条第 1 項
	※ ウ 特別養護老人ホームにおいて、入院治療を必要とする入所者のために、1 以上の協力病院を定めているか。	平 11 厚令 46 第 27 条第 1 項
	(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。	昭 41 厚令 19 第 17 条第 5 項、平 11 厚令 46 第 19 条第 1 項
	(9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。	平 11 厚令 46 第 18 条、第 19 条第 3 項
	(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	平 11 厚令 46 第 29 条
	(11) 実施機関との連携が図られているか。	
	※ (12) 入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせていないか。	平 11 厚令 46 第 16 条第 7 項
	※ (13) 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代行しているか。	平 11 厚令 46 第 19 条第 2 項
	特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに代行後はその都度本人に確認を得ているか。また、その経過を記録しているか。	平 12 老発 214 第 4 の 7 の (2)
	※ (14) 特別養護老人ホームの入所者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 月以内の退院が明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当該特別養護老人ホームに入所できるようにしているか。	平 11 厚令 46 第 22 条
	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。	昭 41 厚令 19 第 3 条、4 条、第 10 条、第 11 条、平 11 厚令 46 第 3 条、第 4 条、第
	ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。	
	イ 居室等の設備及び運営基準にあった構造となっているか。	

主眼事項	着眼点	根拠法令
<p>3 自立、自活等への支援援助</p> <p>第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p> <p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 ウ 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>※ (7) 生活相談員の資格要件は満たされているか。</p> <p>※ (8) 特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件は満たされているか。</p>	<p>昭41厚令19第2条、第17条 平11厚令46第2条、第16条</p> <p>昭41厚令19第2条 平11厚令46第2条第1項</p> <p>昭41厚令19第10条、第11条第3項第1号、第13条 平11厚令46第10条、第11条第3項第1号、第25条</p> <p>昭41厚令19第7条、平11厚令46第7条</p> <p>昭41厚令19第9条、平11厚令46第9条</p> <p>昭41厚令19第12条、平11厚令46第12条</p> <p>昭41厚令19第6条、平11厚令46第6条</p> <p>昭41厚令19第5条第1項、平11厚令46第5条第1項、第23条</p> <p>昭41厚令19第5条第2項、平11厚令46第5条第2項</p> <p>平11厚令46第5条第3項</p>

主眼事項	着眼点	根拠法令
2 必要な職員 の確保 と職員処遇 の充実	(9) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	
	(10) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。	昭41厚令19第3条、第4条、第10条、第11条、平11厚令46第3条、第4条、第10条、第11条
	(11) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。 エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。 また、取り崩し等についての県（市）への協議は適正に行われているか。	平5社援施39、平5社援施40
	(12) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。 高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。	平5社援施39、平5社援施40
	(13) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。	平11厚令46第30条
	(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。	労働基準法等 平12老発307第4の2の(2)、平12老発214第4の9の(4)
	(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。	平11厚令46第24条第1項、平12老発307第3の1、平12老発214第3の1、第4の11

主眼事項	着眼点	根拠法令
<p>3 防災対策の充実強化</p> <p>※</p> <p>※4 秘密保持</p> <p>※5 事故発生時の対応</p>	<p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p>エ 特別養護老人ホームについては、夜勤者とは別に管理宿直者が配置されているか。</p> <p>職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。</p> <p>事故発生時の対応を適切に行っているか。</p> <p>ア 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じているか。</p> <p>イ 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>ウ 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 46 第 24 条第 3 項</p> <p>昭 41 厚令 19 第 8 条、平 11 厚令 46 第 8 条、平 12 老発 307 第 1 の 7、平 12 老発 214 第 1 の 7</p> <p>平 12 老発 214 第 4 の 11 の (2)</p> <p>平 11 厚令 46 第 28 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 46 第 28 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 46 第 31 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 46 第 31 条第 2 項</p> <p>平 12 老発 214 第 4 の 17 の (3)</p>

(注) 上記の主眼事項及び着眼点は、社会福祉施設の共通事項に老人福祉施設固有の事項を追加したものである。(追加事項等は「※」で表示。)